

学校法人瓜生山学園 役員及び評議員報酬規程

1991年4月1日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、学校法人瓜生山学園の理事、監事（以下「役員」という）及び評議員の報酬、手当、退職金及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 常勤役員の報酬は、次の各号に定める範囲において理事会で、決定する。

- (1) 理事長 月額200万円以内
 - (2) 副理事長 月額130万円以内
 - (3) 専務理事 月額100万円以内
 - (4) 常務理事 月額70万円以内
 - (5) 監事 月額50万円以内
- 2 非常勤役員の報酬は、年額30万円とする。
- 3 前項の規程にかかわらず、非常勤の役員のうち、業務にあたる日数や職務内容を勘案し、特に理事長が認めた役員については、理事会の決定により、月額50万円以内の範囲において報酬を支給できる。
- 4 評議員のうち役員を兼務しない者には、会議1日につき1万5千円の手当を支給する。但し、在任期間が3期6年を超える場合2万円、5期10年を超える場合3万円を支給する。
- 5 教職員を兼ねる役員及び評議員は、別に定めのある場合を除いて報酬及び手当の支給対象とならない。

(期末手当)

第 3 条 常勤の役員には期末手当を支給する。

- 2 期末手当の額は、報酬月額の2か月分とする。

(通勤手当)

第 4 条 常勤役員の通勤手当については、学校法人瓜生山学園通勤手当支給規定を適用する。また非常勤役員及び、評議員については実費支給とする。

(支給方法)

第 5 条 報酬及び手当の支給方法については、次の各号のとおりとする。

- (1) 常勤の役員報酬は、毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日）に支払うものとする。
- (2) 期末手当は、年2回（6月及び12月）に支給する。
- (3) 非常勤の役員報酬は、年1回5月に支払うものとする。
- (4) 評議員会の手当は、会議の終了後1か月以内に支給する。

(退職金)

第 6 条 常勤の役員の退職金については、別途規程（常勤役員退職金規程）により、定める。

(旅 費)

第 7 条 役員及び評議員が出張した場合には、学校法人瓜生山学園旅費規程（1977年10月1日）別表1を適用する。

- 2 前項に定めるほか、当該出張において付随的に必要とする経費を支給することができる。

(改 廃)

第 8 条 本規程の改廃は、評議員会への諮問を経て理事会が行なう。

附 則 この規程は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。

(改正) 1995年（平成7年）4月1日

2004年（平成16年）4月1日

2008年（平成20年）5月23日

2009年（平成21年）9月8日

2012年（平成24年）4月1日

2020年（令和2年）4月1日